

一人親方 匠の会 災害防止規程

一人親方匠の会は、建設作業における災害防止のため規程を次の通り定める。

第1 安全管理

1. 本会に、安全管理担当者（役員の中からは会長が委嘱する。）をおき、会員の安全管理に関する事項を取り扱う。
2. 安全管理担当者は作業場、作業方法等について定期的に点検を実施するほか、会員の安全作業に関する教育訓練の徹底をはかり、災害が発生した場合には、災害原因の調査及び対策を行なうものとする。
3. 会員は、建設現場の定期点検は勿論のこと建設作業に不具合が発生または発生する恐れのある場合には、ただちに修理・点検を行ない、安全第一を旨とすること。
4. 会員は、それぞれの地域で開催される安全教育等には、積極的に参加すること。
5. 会員は、安全管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで災害防止に努めること。

第2 衛生管理

1. 本会に、衛生管理担当者（役員の中からは会長が委嘱する。）をおき、会員の衛生管理に関する事項を取り扱う。
2. 衛生管理担当者は作業条件、施設等の衛生上の改善、衛生教育、健康相談その他会員の健康保持のための措置を行なうものとする。
3. 会員は、それぞれの地域で開催される衛生教育、健康相談等には、積極的に参加すること。
4. 会員は、衛生管理担当者の指示に従うことは勿論、進んで衛生管理に努めること。

第3 安全作業

1. 会員は、各自作業前に準備体操を行なうこと。
2. 会員は、作業前にその日の作業内容を熟知し、材料・器具の点検を確実にし、作業の服装にも注意すること。
3. 作業足場については、特に次の点に注意すること。
 - ① 足場に使用する材料は損傷、変形、腐食がないかどうか点検する。
 - ② 抱き足場は使用しない。
 - ③ 鋼管足場は継手、金具等の緩みがないか点検する。
 - ④ 材料としての足場板は幅 20 cm以上、厚さ 3.5 cm以上、長さ 3.6m以上のものを使用する。
 - ⑤ 足場の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重を定め、且つこれを超えて積載しない。
 - ⑥ つり足場については動揺、転位等を防止するための措置を講ずること。

4. 腕木、布、はり、脚立その他の作業床の支持物は荷重によって破壊することのないよう注意すること。
5. 床材は転位、脱落しないよう2以上の支持物に取り付けてあるかどうか点検すること。
6. 乗降のためやむを得ない場合を除いては、他の足場、脚立、はしご等を支持台としないこと。
7. 材料、器具、工具等を上げ下げする場合は、つり綱、つり袋等を使用すること。
8. 命綱、保護帽等の保護具は、作業の状況に応じ着実に使用すること。
9. 倒壊を防止する筋かい、壁つなぎ又は控の安全を点検すること。
10. 感電事故の恐れのある作業においては、絶縁管、絶縁覆等を表着し接触による危険を防止すること。なお、可能な限り電源を切って作業をすること。
11. 材料の製作運搬等のためミキサー、ウインチ、砂フルイ器等を使用する時は、点検等によって危険を防止すること。
12. 暴風雨等悪天候のため作業の危険が予想されるときは作業を中止すること。

第4 衛生措置

1. 会員は、毎年健康診断を受けなければならない。
2. 会員は、常に自らの健康管理に留意し心身の過労を戒めること。
3. 暑熱、寒冷、多湿、その他衛生上有害な作業場においては、作業時間、作業方法、作業終了の措置等について配慮すること。

第5 その他

1. 労働安全衛生法、労働安全衛生規則の「安全衛生管理体制」「原動機及び動力伝導装置」「機械装置」「型わく支保工」「足場」「墜落防止」「崩壊・落下の予防」「電気災害の防止」「保護具」「火災及び爆発の防止」等の条項を遵守すること。
2. 東日本大震災に伴う原発事故により放出された放射性物質等の除染作業を行なう場合には、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日付け基発1222第6号）の「第3 被ばく線量管理の対象及び被ばく線量管理の方法」に基づき、線量の管理に努め、「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」（平成23年12月22日 厚生労働省）の「第4 被ばく低減のための措置」に基づき、被ばく防止に努めること。

附 則

この規程は平成26年 9月 1日より施行する。

この規程は令和 4年10月 1日より改訂施行する。